	施策	53	環境汚染の防止				政策	5	人の営 <i>み</i> づくり	みと自然・環境が記	周和したまち			
Ī	施第	主管	常課	環境語	課	課長名	吉川幸明	内線	5240	政策	担当	部長名	水道環境部長	菅沼文秀
施策関係課名														
重点施策 関連計画 21~いいだ環境プラン,環境モデル都市行動計画,飯田市一般廃棄物処理基本計画,容器管 リサイクル法に基づく第5期分別収集計画						,容器包装								

1 施策	の目的	
目的	対象	市内の環境
ם פט	意図	環境基準が守られている

2 現状把握 (1)対象指標、成果指標の状況

	対象指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	見込み 28年度
1	市域面積	km2	658.76	658.76	658.76	658.76	658.76	658.76
2	都市計画用途地域の面積(騒音・悪臭)	ha	1,521.00	1,522.00	1,522.00	1,522.00	1,522.00	1,521.00
	成果指標 ※成果指標の設定の考え方は別ワークシートにて整理	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	目標 28年度
1	飯田市が定める環境目標 水質BODの改善化 率	%	90.9	95.3	93.2	86.4		100.0
2	飯田市が定める環境目標の達成率(騒音)	%	64.7 <del>70.6</del>	23.1 <del>30.8</del>	38.5 <del>53.8</del>	33.3 41.7		40.0
3	飯田市が定める環境目標の達成率(悪臭)	%	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0
4	環境汚染に関する苦情件数(苦情が解決した割合)	件 (%)	105 (100.0)	109 (100.0)	133 (100.0)	115 (100.0)		100 (100)

(2)成果向上に向けての役割分担

· , ,	主体	役割分担	ムトス指標と把握方法 と単位		23年度 実績	24年度	25年度	目標 28年度
	市(国•県)	・公害苦情の相談受付と	水質、騒音、悪臭の定点測定 による環境目標の改善化率ま たは達成率 ①水質BOD(%)改善化率	1	93.2	86.4		100
行		指導	②騒音(%)達成率(測定地点 が移動するため改善化率が計 算できない) ③悪臭(%)達成率	2	38.5 <del>53.8</del>	33.3 <del>41.7</del>		40
政			④公害苦情の相談受付件数、 カッコ内は解決した案件の割 合(%)	3	100.0	100.0		100
				4	133 (100.0)	115 (100.0)		100

	主体	役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	役割発揮の特記事項
市民		市民生活に伴う環境汚染の防止	の割合 ・環境に配慮した生活を積極的に	・環境チェッカー(定員110人、登録72人) の活動 ・松川水環境保全推進協議会(流域のま ちづくり委員会、漁協、事業所などで構
等	事業者	事業活動における環境汚 染の防止	合	成)の活動 ・ISO14001認証取得(77社)、南信州いいむす(53社)、エコアクション21(5社)

## 3. 平成24年度の評価結果

(1) 実施1	た事務事業の評価(取組みの状況評価)	)
( I ) <del>Z</del> mil l		,

	計画どおり取り組めた	
П	おおむね計画どおり	

	あまり取り組めなかった
$\neg$	達成できなかった

	評価(外部	めた総合	合的な評価)
(2) 施 東 全 体()		X) To XXX	
(7) 施東全体(7)			

□進んだ

■ある程度進んだ

□あまり進まなかった

□進まなかった

# 4 平成24年度の取組概要と評価(成果や課題、その要因)

#### 【施策全体の評価】

水質の成果指標は測定時の天候などの影響を大きくうけるため、特定するためには継続的な観測が必要であり、単年度の数値だけでネガティブな評価をしなかった。騒音については、複数年にわたり基準を満たしている測点を観測対象から外し新たな測点を設定しており、常に達成率が低くなる傾向にあため、単年度の数値だけでネガティブな評価をしなかった。よって、全体評価は「ある程度進んだ」とした。

#### 【事務事業群テーマ別の評価】

# <河川美化団体の活動支援>

・水辺等美化活動事業(河川清掃事業)については、まちづくり委員会等の積極的な取組もあり、20,000人を超える参加者がある。一方で、参加者の高齢化等により作業中の事故も増えており安全確保や、作業内容の検討が必要になってきている。

#### <環境汚染の解決・防止>

- ・野外焼却や公共用水域等水質汚濁の対応が主なものである。全体として、重大な環境汚染の事例はほとんど無いが、近年の傾向として隣人間の些細な諍いに起因すると思われる苦情が多くなっている、この種の苦情に行政がどの様に係わるかが苦慮するところである。
- ・苦情の通報は365日、24時間寄せられる。迅速な対応を求められるが、職員体制の確保が課題である。現状では、担当職員 に過大な負担を強いていることも事実である。

## 5 上記を踏まえて、今後は、どのような対策を実施していきますか

- ・道路騒音については、観測データが整い次第、国の基準に基く面的評価に移行したい。
- ・環境汚染に関する苦情処理は24時間365日、迅速な対応が求められており、専門職員の雇用など苦情処理を担当する組織体制の見直しが急務であり、不法投棄対策も含めるなかで検討が必要である。